

令和2年7月豪雨被害に係る支援

【令和2年9月8日】

※被災された方が各種申請される際、り災証明書が必要な支援には、対象者欄に

「○（該当）」 「△（条件により該当）」 「×（該当なし）」 のいずれかを記しています。

※各申請には、必要な提出書類が決められております。申請時は事前に各相談窓口にお問い合わせのうえ、申請手続きをお願いいたします。

※内容は随時更新されますので、申請の際は事前に各相談窓口へお問い合わせください。なお、その他支援策が新設された場合は、広報やまえでお知らせするほか、窓口にて配布いたします。

	支援名	支援内容	対象者					相談窓口
			全壊	大規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	
住宅支援	被災家屋等公費解体・撤去	被災家屋等所有者の申請により村が解体・撤去します ※一部解体やリフォームは不可 ※家具・家電製品などは片づけておくこと	○	○	○	×	×	健康福祉課 23-3978
	被災家屋等自費解体・撤去	自費で被災家屋等の解体・撤去を行った場合、村に費用の支払い（償還）申請ができます ※自費解体を予定の方は、事前にご相談ください ※解体前・解体中・解体後の状況写真、解体業者等との契約書等書類が必要です	○	○	○	×	×	健康福祉課 23-3978
	被災住宅応急修理	日常生活に必要不可欠な最小限度の部分について、市町村が応急的な修理を行います 【限度額】「大規模半壊・半壊」595千円以内 「準半壊」の場合は30万円 ※被害状況写真が必要です ※すでに修理業者に工事を依頼している場合は対象にならない場合があります	△	○	○	×	×	健康福祉課 23-3978
	建設型応急住宅	家賃を県が負担します 【入居期間】最長2年間（「応急修理」をする場合は原則6か月） ※光熱水費、駐車場費、自治会費等は入居者負担	○	△	△	×	×	健康福祉課 23-3978
	住宅金融支援機構	【建設】最大（1,680万円＋特例加算額520万円） 【補修】最大740万円（引方移転・整地を伴う場合は＋450万円） ※準半壊、一部損壊も該当します	○	○	○	×	×	住宅金融支援機構 0120-086-353 9:00~17:00

	支援名	支援内容	対象者					相談窓口
			全壊	大規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	
住宅支援	民間賃貸住宅借上げ事業	賃貸に係る費用の一部を負担します 【県負担分】 家賃、共益費、礼金、仲介手数料、退去修繕負担金、火災保険等損害保険料、鍵交換費 【入居期間】 最長2年間（「応急修理」をする場合は原則6か月） ※負担額には上限あり ※光熱水費、駐車場費、自治会費等は入居者負担 ※対象要件、借上げ住宅条件があり	○	△	△	×	×	健康福祉課 23-3978
支援金制度（もらえる）	被災者生活再建支援制度	【申請期限】 基礎支援金/災害発生から13月以内 加算支援金/災害発生から37月以内 【基礎支援金（被害程度に応じて支給）】 100万円または50万円 【加算支援金（再建方法に応じて支給）】 「建設・購入」200万円、「補修」100万円、「賃貸（公営住宅除く）」50万円 ※一人世帯は各該当金額の3/4	○	○	○	×	×	健康福祉課 23-3978
支援金制度（借りられる）	災害援護資金	災害で世帯主が1か月以上の負傷をしたときや、住居や家財に大きな被害を受けた場合、一定所得以下の世帯の方は、資金貸付が受けられます 【借入限度額】 最高350万円 【利率】 年利1.5%以内（その他条件あり） 【償還期間】 10年 【据置期間】 3年（特例あり） ※家財1/3以上の損害も対象（借入区分はお尋ねください。）	○	○	○	×	×	健康福祉課 23-3978
	生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付	1世帯1回限り。原則10万円以内 ただし、以下の場合は20万円以内 ① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合 ② 世帯員に要介護者がいる場合 ③ 4人以上の世帯である場合 ④ 世帯員に被災による重傷者や妊産婦、学齢児童がいる場合 【据置期間】 1年以内 【償還期限】 据置期間終了後2年以内 【貸付利子】 無利子	り災証明書または被災証明書をお持ちの方					山江村社会福祉協議会 24-1508

	支援名	支援内容	対象者					相談窓口
			全壊	大規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	
税金・保険料等減免、免除制度	健康保険・介護保険	災害救助法の適用市町村に居住し、被災された方、業務を休・廃止された方などは、医療機関等の窓口での申し出により、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料が支払い不要となります（令和2年10月末まで）	○	○	○	×	×	ご加入の各保険者
	【更新】後期高齢者医療保険料減免	保険料の減免	○	○	○	×	×	健康福祉課 24-1700
	【更新】後期高齢者医療減免等（窓口負担分）	災害救助法の適用市町村に居住し、一部負担金の免除要件に該当する方は、申請することで一部負担金（医療保険の窓口負担）の免除が受けられます。なお、すでに一部負担金を支払われた方は、申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。（令和2年10月末まで）	○	○	○	×	×	健康福祉課 24-1700
	介護保険料免除	保険料の減免	○	○	○	○	×	健康福祉課 23-3978
	年金	国民年金保険料の免除、厚生年金保険料の猶予を受けることができます	り災証明書不要					健康福祉課 23-3978
	国税の減免	所得税及び復興所得税、相続税または贈与税、登録免許税、自動車重量税など	△	△	△	△	△	人吉税務署 23-2311
	県税	申告期限などの延長及び減免 県税の申告や納付などの期限を延長しました。また、自動車や事業用資産などに一定以上の被害を受けた方は県税の減免を、被災により県税の納付が困難な方は、納税の猶予を受けられる場合があります 【個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、（軽）自動車税環境性能割】	△	△	△	△	△	県南広域本部 0965-33-3180 0965-33-3124 自動車税事務所 096-368-4020
	地方税の減免	固定資産税、村県民税、国民健康保険税	○	○	△	△	×	税務課 23-5692
住民票等諸証明手数料	住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本等証明書の発行手数料免除（別途、免除申請書が必要） ※生活再建等を目的とする場合に限る ※村外の方が戸籍を請求する場合、り災証明書が必要	○	○	○	○	○	健康福祉課 23-3978	

	支援名	支援内容	対象者	相談窓口
相談	浸水住宅修理等に係る無料電話相談窓口	住宅の浸水被害などを受けた住宅の補修・再建に関わる相談に対応するため、県内の建築関係団体と連携し、無料電話相談窓口を設けています 【専用電話番号】096-384-0131 【相談日時】月～金曜 13:00～16:00 【相談内容】建築士による浸水被害を受けた住宅の修理等に関する技術的な相談など ※現地相談窓口も有 ※県HPをご確認ください	どなたでも 相談可能	熊本県建築課 096-333-2534
	DV等相談窓口	災害時のストレスによりDVなどが発生するリスクが高まるため相談窓口を設置しています ■熊本県女性相談センター(DV相談専用電話) ☎096-381-7110 (平日8:30～22:00、土日祝9:00～22:00) ■熊本県警察本部(警察安全相談室) #9110 または☎096-383-9110 ■DV相談 ^{プラス} (内閣府)☎0120-279-889(24時間)	どなたでも 相談可能	熊本県男女共同参画センター 096-355-1187 健康福祉課 23-3978
雇用関係	労災保険の支給	労働者が工作中や通勤中に、地震、豪雨等により建物が崩壊したこと等が原因となって受傷した場合に給付 ※事業主の証明が必要となります	被災労働者本人	人吉労働基準監督署 22-5151
	雇用保険の基本手当	災害による一時的休業等の場合に、各種給付や雇用保険の基本手当を給付	離職者本人	ハローワーク球磨 24-8609
	雇用調整助成金	地震、豪雨等に伴う経済上の理由により休業を余儀なくされ、労働者に休業手当を支払った場合に一定額を助成	事業主	ハローワーク球磨 24-8609
事業者支援関係	商工業者に対する資金貸付	商工業者向けに貸付事業があります 詳しくは、各金融機関や商工会へご相談ください	事業者	各金融機関 商工会
	農林漁業に対する資金貸付	被災を受けた農林漁業者に融資 金融機関にご相談ください	農林漁業者	各金融機関
	【更新】なりわい再建補助金	【第1次公募期間】 9月18日(金)まで ※第2次公募は、10月上旬、その後、毎月上旬に公募予定 【補助率】4/3(国1/2、県1/4) 【補助対象費目】施設、設備の復旧・整備を支援 【申請先】熊本県 【相談窓口】※要予約 中小企業大学校人吉校 096-384-8880 人吉なりわい再建サポートセンター(人吉商工会議所) 050-3532-8757、0966-22-3101	中小企業者	熊本県商工観光労働部商工振興金融課 096-384-8880